第３　農用運搬車

１　適用範囲

自走式の農用運搬車両に適用する。ただし、一般的に広く使用されるトラックやけん引式トレーラー等は含まない。

２　一般事項

(1)　導入

ア　機械の導入に当たっては、価格や性能だけでなく、安全性も選択の基準とすること。その際、一定水準以上の安全性を有する機械であることを示す安全鑑定証票の有無を参考とすること。

中古機械を導入する場合は、安全装備の状態、取扱説明書の有無等を確認し、適切な整備を行っているものを購入するか、又は適切な整備を行うこと。

イ　引渡し時には、機械の操作、安全装置等について十分に説明を受けること。

ウ　道路走行が可能な機械は、車両として必要な手続きを行うとともに、必要な運転免許証を取得すること。

(2)　取扱説明書の熟読、保管等

取扱説明書を熟読し、機械の機能、使用上の注意事項、安全装置の使用方法、使用時の危険回避方法等について理解すること。併せて、機械に貼付してある安全標識を確認しておくこと。

取扱説明書は、保管場所を決め、いつでも取り出して読めるようにすること。

(3)　機械の目的外使用と改造の禁止

ア　本来の目的以外に使用しないこと。

イ　改造しないこと。特に、安全装置を取り外さないこと。

３　作業前

(1)　緊急時の停止方法の周知

緊急時に備え、エンジンの停止方法等を家族や作業者全員が確認しておくこと。

(2)　適切な服装、保護具の着用等

裾、袖口が締まっている作業服、ヘルメット、手袋、安全靴、その他の保護具を着用すること。腰手ぬぐい、首巻タオル、鉢巻をしないこと。

(3)　体調

体調が悪いときには、機械の運転をしないこと。

疲労を感じたときには、休憩をとること。

(4)　天候

悪天候の際に、無理して作業しないこと。

(5)　点検、整備

使用前には必ず点検を行い、異常がある場合は整備するまで使用しないこと。

4　運転操作

(1)　乗用型機械への乗り降り

ア　転落の恐れがあるので、乗り降り時にはステップを踏み外さないよう注意すること。ステップの泥は随時取り除くこと。

イ　転倒、転落の恐れがあるので、飛び乗り、飛び降りはしないこと。

(2)　乗用型機械の運転席まわり

ア　ハンドル、座席は、操作上の最適位置に調節すること。ペダルを踏む妨げになり危険なので、足元に物を置かないこと。

イ　作業者の乗車位置以外の部分に人を乗せないこと。

(3)　エンジン始動

ア　エンジンの始動は、事前に周囲をよく確認し、共同作業者がいる場合は合図を行い安全を確認してから、変速位置が中立位置に、各種作業クラッチレバー等が停止の位置にあり、駐車ブレーキがかかっていることを確認した上で行うこと。

　乗用型機械では、これらの操作を必ず運転席に座って行うこと。

イ　リコイルスターターを引くときには周囲にぶつからないか確認すること。

(4)　走行、駐車時の注意

ア　発進は、周囲に合図をして安全を確認した上でゆっくり行うこと。

イ　転落の恐れがあるので、座席以外の部分には乗らないこと。

ウ　転倒の恐れがあるので、急旋回はしないこと。特に、物品の積載によって重心が高くなっているときには注意すること。

　操向クラッチを有する機械の場合、急斜面では車体がレバーを引いた方向とは逆に旋回することがあり危険なので、操向クラッチを使用せずにハンドルで旋回すること。

エ　凹凸の激しい路面を走行するときには速度を下げること。

　急な傾斜地や坂道の途中で、急発進、急旋回、急停止、クラッチ操作、変速操作をしないこと。降坂時はエンジンブレーキを併用すること。

オ　転倒の恐れがあるので、段差のあるほ場への出入りや畦畔の乗り越えの際は直角に行い、段差が大きい場合には歩み板を使用すること。このときの要領は機械の運搬時と同様にすること。

カ　転倒の恐れがある急な傾斜地で走行しないこと。また、傾斜地では、等高線方向に極力走行しないこと。

キ　挟まれる恐れがあるので、歩行型機械の後退発進時には背後に障害物がないことを確認すること。また、ビニールハウス等の施設内で作業を行うときは、配管、支柱、誘引ワイヤーなどの障害物に注意すること。

ク　クローラー式の場合、車輪式とは旋回半径、旋回中心位置が異なることを理解しておくこと。また、凹凸を乗り越えるときは、急に機体が揺れることがあるので、必ず低速で進行すること。

ケ　機体から離れるときは、平坦地を選び、エンジンを停止し、駐車ブレーキをかけ、キーも抜いておくこと。止むを得ず傾斜地で機体を離れる際は、車止めもしておくこと。

　また、燃えやすいわら屑や枯れ草等の上に機械を停めないこと。

(5) 道路走行時の注意

ア　道路を走行できない機械は、トラック等で運搬すること。

イ　交通事故の恐れがあるので、夜間走行では、灯火類を点灯し、必要に応じて低速車マーク、反射板、反射シール等により目立つようにするとととともに、最大幅が遠くから確認できるようにすること。

ウ　旋回不能になるので、デフロック付き機械の場合、道路走行時にデフロックをかけないこと。

エ　原則として路肩を走行しないこと。やむを得ず路肩を走行する場合には、軟弱でないか十分確認すること。

(6) 燃料補給

火災の恐れがあるので、燃料補給するときは、エンジンを停止し、エンジンが冷めてから行うこと。給油中は、火気を近づけず、機械から離れないこと。燃料キャップは確実に締め、こぼれた燃料はふき取ること。

(7) 機械の運搬

運搬のためにトラック等への機械の積み下ろし、運搬の際には、転倒、転落の危険性があるので、以下に留意すること。

ア　準備

(ｱ)　運搬用車両には、駐車ブレーキをかけ、車止めで動かないようにすること。

(ｲ)　歩み板は、十分な幅と強度があり、かつ、すべり止め処理がしてあるもので、傾斜角度15度以下になるよう長さが運搬用車両の荷台高さの４倍以上あるものを使用すること。歩み板のフックを確実に運搬用車両の荷台にかけること。

イ　積み下ろし

(ｱ)　誘導者を決め、誘導方法を決めてから行うこと。誘導者は、危険を回避するため、機械の進行経路上に立ったり、機械に接近しすぎたりしないこと。

(ｲ)　積み下ろしは、前後進どちらか適切な方向で行い、極力低速で走行し、歩み板の上では、操向、クラッチ操作、変速操作を絶対にしないこと。

(ｳ)　運搬経路に高さ制限があるところでは、それ以下になっているか確認すること。

ウ　機体の固定

駐車ブレーキをかけ、十分な強度のロープ、ワイヤーロープ等で固定すること。

エ　運搬時

急発進、急ブレーキ、急旋回を避けること。

5　作業中

(1) 荷崩れ、転倒防止

ア　転倒や衝突の原因となるため、定められた積載量を超えて荷物を積載しないこと。また、荷崩れや転倒の恐れがあるので、積荷を荷台からはみださせないこと。

運搬経路に高さ制限があるところでは、それ以下になっているか確認すること。また、運搬車の後方で操作を行う場合、前方確認ができるような高さに積むこと。

イ　積荷が片寄ると転倒する恐れがあるので、必ず荷台全体に均等に載せロープ等で確実に固定すること。特に、コンテナなどを数段重ねる場合は確実に固定すること。

ウ　荷下ろしは、積荷の上から順に行い、中抜きをしないこと。

エ　傾斜地や坂道では、極力荷物の積み下ろしを行わないこと。また、積荷を減らし、低目にすること。

オ　薬液タンク等に液体を入れて運搬する場合は、重心が移動し機械が不安定になることがあるので、低速で行うこと。

(2)　ダンプ装置付き機械

ア　走行しながらのダンプ操作は転倒する恐れがあるので、行わないこと。

イ　急傾斜地では機械が不安定になり、転倒の恐れがあるので、ダンプ操作は行わないこと。

ウ　荷台下での点検整備は、荷台の落下防止装置を固定にしてから行うこと。

(3)　クローラ式機械

凹凸を乗り越えるときは、急に機体が揺れることがあるので、必ず低速で進行すること。

(4)　歩行型機械

後進時には、人の挟まれ、転倒、ひかれ等がないように、路面状態、後方の障害物に注意すること。

(5)　乗用・歩行兼用型機械

乗用、歩行切り替えのためにハンドルを回動させた後は、確実にハンドルを固定すること。ハンドルを回動させた場合には、操作方向と操舵方向が逆になるので、方向の変化を確認しながら運転すること。

6　作業後

(1)　点検・整備

ア　作業後の点検・整備を必ず行うこと。その際、エンジンを停止させてから行うこと。なお、点検・整備のため外した安全カバーは必ず装着すること。

イ　故障や異常時の点検を行う際にエンジンを必ず停止させること。

ウ　荷台を上げて点検するときは、ロックを掛ける等の落下防止措置を施すこと。

エ　バッテリー充電中は可燃性ガスが発生するので、換気しながら行うこと。

(2)　機械の管理

ア　管理のための記録等

(ｱ)　運転日誌、点検・整備日誌等を作成し、記録に基づく適正な管理を行うこと。

(ｲ)　法律に基づく点検は必ず受けること。法律の規定がなくても、年に１回は認定整備施設等で整備すること。

イ　機械の保管

(ｱ)　格納庫は十分な明るさが得られるように電灯を設置し、換気窓や換気扇を設置して換気をよくすること。

(ｲ)　昇降部を下げ、キーを抜いて保管すること。

(ｳ)　搭載式やけん引式の作業機では、格納時に機体を安定させるためのスタンド等が付属している場合は必ずスタンド等を使用すること。

(3)　機械を貸与する場合

機械を貸与する際には、適切な整備を行い、機械の使用方法、安全上の注意を十分に説明するとともに、取扱説明書の熟読を指示すること。